

臨床実務教育の現状と課題

臨床法学教育を経験して

新開 崇弘

(本法務研究科修了、弁護士)

1 はじめに

私は、神奈川大学法科大学院を1期既修として卒業した。新司法試験に合格後、新しい司法修習の1期生として修習生活をおくり、現在、横浜弁護士会に登録して、新人弁護士として、事件に取り組んでいる。

在学中、臨床法学教育として、エクスターントリップと登記実習を体験した。どちらも生きた実務を体験でき、大変有意義であった。それは、その後の学修の助けになったし、新しい修習を送る上でも参考になった。弁護士になった今でも、あのときの体験は大いに役に立っている。

そこで、私の体験した臨床法学教育の内容を紹介するとともに、最後に、私なりの臨床法学教育の課題を提示したいと思う。

2 エクスターントリップについて

私が在学していた時のエクスターントリップは、3年次の9月に行われた。期間は月曜から金曜までの5日間、横浜弁護士会内の各事務所にランダムに1名ずつ配属され、弁護士実務を体験するというものであった。私がお世話になった事務所は、弁護士を5・6人有する横浜弁護士会内でも中規模の事務所で、市民事件中心の有名な事務所である。私が配属された事務所のボスは、短い実習期間を有効に活用するため、見学中心に4日間のプラン作成をしてくださった。他の所属弁護士にも声をかけて、変わった手続があればそちらについて行くように段取りをしていただいた。

おかげで初日から、境界確定訴訟における期日外での両当事者の現地調査を見学することができた。裁判官も初めての法科大学院生ということもあるのか、事件の概要を丁寧に説明してくれた。

2日目以降は、民事裁判での弁論準備手続、市役所での法律相談、刑事裁判と一通りを体験させていただいた。民事の弁論準備手続や刑事の裁判手続も、どの教科書にも書いてあることではあるが、一度体験すると立体的に理解できるようになった。法律相談では、指導担当の弁護士から入る前に、「要件事実を念頭にして、相談に臨んで下さい」との指導があり、要件事実の重要性を体験として理解できた。

それ以外にも、空き時間には、事務所において、いろいろな弁護士から、仕事への取り組みや司法試験体験記、人生訓等、示唆に富む話を多く聞かせていただき、法曹になるためのモチベーションアップになった。

3 登記実習について

登記実習は、3年次の7月に行われた。プログラム内容は、大学での登記の講義1日と司法書士事務所での3日間の実習で、神奈川県司法書士会内の各事務所にランダムに1名ずつ配属され、司法書士実務を体験するというものであった。私がお世話になった事務所は、司法書士1人の個人事務所で、土地の登記手続や会社の登記手続、債務整理等を業務内容とする事務所であった。法科大学院のカリキュラムとして、

司法書士事務所を見学するというのは、全国でも類をみないもので、神奈川大学法科大学院の特長といえよう。自己の業務を遂行・拡大する上で、隣接士業との提携は必須であり、その上で、司法書士事務所の業務内容を知り得たというのは大きなものであった。

実習内容としては、やはり見学中心であった。法務局と一緒に登記の申請をいったり、事務所に保管されている会社の定款を見たりという内容であった。また、土地と建物の登記簿謄本を使って、先生自ら読み方を解説していただいた。その中で、はじめて、表示の登記は土地家屋調査士が作成し、権利の登記は司法書士が作成するということを知った。見学中心であったとはいえ、学生時には目にする機会のないものを直にみることができたということは、やはり、具体的に法を理解する上で、大きな体験であった。

登記実習については、エクスターンシップとは異なり、賛否両論あるとは思うが、地域に根ざした法曹養成を目指す神奈川大学法科大学院ならではのプログラムとして高い評価が得られるものであったと思う。

4 課題

以上のように、エクスターンシップ及び登記実習は、私にとって、非常に有意義であった。ただ、エクスターンシップ及び登記実習にもいくつかの議論すべき点があることは事実である。ここでは、エクスターンシップについて特に指摘したいと思う。

第1に、期間の点である。ほかの大学院では、2週間というところが比較的多いようである。確かに、2週間あれば、もっといろいろな事件を目にできたかもしれない。しかし、私は反対である。理念としての臨床法学教育はわかるが、学生はあくまでもその後の新司法試験を合格して法曹になることが目的である。エクスターンシップは学習効果を上げ、法曹へのモチベーションを高める効果はあるが、2週間の間、座学をしない（可能ではあるが、課題が出たりした

ら実際問題として難しい）というのは、時間が限られている新司法試験受験生にとっては、考えどころである。

第2に、指導内容の点である。指導担当の弁護士は、皆熱意のある方々である。ただ、法科大学院生を理解しておらず、司法修習生と同レベルで考えている人もいる。新司法試験という一定の法的レベルをクリアした修習生と法科大学院生（現在は2年終了時点で行っている）では、個々はともかく、集団としてみると、法律知識・法的思考能力とともに劣っているのが現状である（現段階で、3回新司法試験がおこなわれたが、受け控えの学生が沢山いることが如実にそのことを示している）。こういった現状を見ないで、学生の実力以上の起案をさせたり、法的問題ではなく、事実に偏した問題ばかりを考えさせたりすることは、かえって有害になろう。

第3に、学生の意識という点である。

学生の中に、座学に疲れて物見遊山という感覚あるいは勉強から逃避したいという動機から受講する者もいると聞く。法科大学院生は、本人からするとお客様なのかもしれないが、事件の当事者からすると「ミニ法曹」という認識を有している。だからこそ、相談等に同席させてもらっているのである。このギャップは埋めなければならない。

第4に、バラツキという点である。私の場合は異なり、事件の少ない個人事務所に行った人の中で、ずっと書面を読んでいたり、雑談したりで一日が過ぎていくという人がいたと聞く。システム上やむを得ないところもあるが、例えば、3つの個人事務所で3人を受け持つというような工夫も必要であろう。

いくつかの問題点と私なりの意見を述べたが、法科大学院制度・新司法試験制度は、まだまだ手探りの状態であり、臨床法学教育ははじまったばかりである。今後も、法曹三者、隣接他業種、法科大学院、社会が一体となって、議論をして改善していくべきであろう。